

# 高根小学校いじめ防止に関する基本方針（要約）

令和8年4月1日改定

## 第1章 いじめに対する基本的な考え

いじめは学校教育における最重要課題の一つであり、教職員個人ではなく学校全体で組織的に対応することが求められる。これまで家庭や地域と連携した対策が進められてきたが、いじめを背景に児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案は依然として発生している。また、インターネットの普及などにより、他者を傷つける行為が軽視される傾向もあり、学校は「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を教育活動全体を通して徹底する必要がある。

いじめはすべての児童に関係し、どの学校でも起こり得る問題である。そのため、すべての児童が安心して学校生活を送れる環境づくりが不可欠である。児童がいじめを行わないだけでなく、見て見ぬふりをしない態度を育てること、そしていじめが被害児童の心身に深刻な影響を与える重大な問題であることを理解させることが重要である。さらに、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、被害児童の生命と心身の保護を最優先に対応することが求められる。

いじめとは、児童同士の関係の中で行われる心理的または物理的な影響を与える行為であり、インターネット上の行為も含まれる。そして、対象となった児童が苦痛を感じている場合にいじめと定義される。判断にあたっては被害児童の立場に立つことが重要であり、加害者に悪意がなくても該当する場合がある。

また、いじめは遊びやふざけを装って行われるなど発見しにくく、観衆や傍観者の存在によって助長される。そのため、教職員は小さな変化を見逃さず早期に対応するとともに、学校全体でいじめを許さない雰囲気を醸成することが重要である。

## 第2章 いじめ防止等に関する基本的な取り組み

### （1）未然防止～心の育成と環境づくり～

教育活動全体を通して、「いじめは許されない」という認識を徹底し、思いやりや規範意識、他者を尊重する態度を育てる。道徳教育や読書・対話活動、体験活動を通じて豊かな心や社会性を養うとともに、安心して過ごせる環境を整え、自己有用感や人間関係づくりの力を育成する。

### （2）学校全体での組織的な取り組み

学級担任だけでなく、養護教諭、生徒指導担当、管理職などが連携し、それぞれの役割に応じていじめ防止に取り組む。学校全体で共通理解を図り、いじめを許さない雰囲気を醸成することが重要である。また、児童の主体的な活動を促し、いじめ防止への意識を高める。

### （3）早期発見と情報共有

アンケートや教育相談、日常の観察などを通して児童の小さな変化を見逃さず、いじめの早期発見に努める。教職員間で情報を共有し、家庭や地域とも連携しながら、児童を見守る体制を整える。

### （4）迅速な対応と関係機関との連携

いじめが確認された場合は、被害児童の安全確保を最優先とし、組織的かつ迅速に対応する。必要に応じて家庭や教育委員会、警察などの関係機関と連携し、適切に対処する。

#### (5) 教職員研修・啓発と継続的改善

教職員の指導力や対応力向上のための研修を充実させるとともに、情報モラル教育や保護者への啓発を行う。さらに、学校の取組を定期的に検証・評価し、改善を重ねながらいじめ防止対策を推進する。

### 第3章 高根小「学校いじめ防止基本方針」

#### (1) 組織的な推進体制の整備

高根小学校では、「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、校長を中心に教職員が連携し、いじめの未然防止・早期発見・対応を組織的に行う。

##### － 組織構成 －

校長(委員長) 教頭(副委員長) 教務主任 校務主任 学年主任 生活サポート主任  
生徒指導主任 養護教諭 SC 該当学級担任 等

当該組織が担う内容は次の通りである。

- ・いじめであるかどうかの判断
- ・情報の収集と記録（個別の記録 複数の教職員が個別に認知した情報の集約）
- ・学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ・学校で定めたいじめの取り組みの計画の見直し及び評価・検証
- ・いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証

また、日常の児童の問題行動やいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「学校いじめ対策委員会」の下に「生徒指導部会」や「いじめ対応部会」を設置し、日常的な情報交換や迅速な対応を可能にしている。教職員は、些細な兆候や児童からの訴えも抱え込まず、必ず組織に報告・相談する体制を徹底する。

#### (2) 早期発見のための具体的な取り組み

日常的な観察や児童との信頼関係の構築を基盤として、小さな変化や危険信号を見逃さないよう努める。加えて年間を通して定期的にアンケート調査（4、5、6、9、10、11、1、2月）に聞き取りを行うことで、継続的に実態把握を行う。気になる児童については随時面談を実施し、必要に応じてスクールカウンセラーや外部機関と連携するなど、相談体制の充実を図る。

#### (3) 重大事態への対応と再発防止

生命や心身への重大な被害、長期欠席等の重大事態が発生した場合には、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、教育委員会や専門家と連携して対応する。

##### いじめ問題対策連絡協議会の構成員

校長 教頭 教務主任 校務主任 生徒指導主任 スクールカウンセラー 臨床心理士  
PTA会長・女性部長 校区自治会長 同窓会長 高豊校区駐在 豊橋市教育委員会

速やかに事実関係の調査を行い、いじめの経緯や背景、学校の対応について客観的に把握する。その際、被害児童や保護者への丁寧な説明と心のケアを重視するとともに、調査結果を踏まえて再発防止策を講じ、学校全体の取り組みの改善につなげる。